

◎新潟県告示第921号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市下折立字赤ノ川表978の145・978の149・978の157・978の160（以上4筆国有林。）・宇津野字北ノ又澤852の17・852の19・字中ノ又澤853の11（以上7筆について次の図の示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）